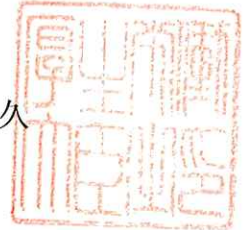


厚生労働省発生食0721第1号
平成29年7月21日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第3項の規定に基づき、同項の食品の規格として、グルカンについて人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めること。

